

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第13号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年鈴鹿市規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第1の1の項の規則で定める事務） 第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）第5条第1項の受給資格の認定、同条第3項の受給資格の更新及び第9条の助成の決定に関する事務（<u>第4条において「受給資格認定等事務」という。</u>）とする。 （条例別表第2の1の項の規則で定める事務並びに情報及び事項） 第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報及び規則で定める事項は、<u>当該</u>各号に掲げる事務の区分に応じ当	（条例別表第1の1の項の規則で定める事務） 第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）第5条第1項の受給資格の認定、同条第3項の受給資格の更新及び第9条の助成の決定に関する事務とする。 （条例別表第2の1の項の規則で定める事務並びに情報及び事項） 第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報及び規則で定める事項は<u>当該</u>各号に掲げる事務の区分に応じ当該

該各号に定める情報とする。

- (1) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第1項の障がい者（以下この
号において「障がい者」という。）に対す
る受給資格認定等事務 次に掲げる情報

ア 障がい者に係る国民健康保険の被保
険者又は後期高齢者医療の被保険者の
資格に関する情報

イ 障がい者又は当該障がい者と同一の
世帯に属する者に係る国民健康保険法
（昭和33年法律第192号）又は高齢者の
医療の確保に関する法律（昭和57年法
律第80号）による保険給付の支給に関
する情報

ウ 障がい者又は当該障がい者の配偶者
若しくは扶養義務者（民法（明治29年法
律第89号）第877条第1項に定める扶養
義務者をいう。以下同じ。）（以下この
条において「配偶者等」という。）に係
る市民税（地方税法（昭和25年法律第
226号）第5条第2項第1号に掲げる市
町村民税（個人に係るものに限る。）を
いう。以下同じ。）に関する情報（以下
「市民税関係情報」という。）

エ 障がい者又は当該障がい者の配偶者
等に係る住民票に記載された住民票関
係情報（住民基本台帳法（昭和42年法律
第81号）第7条第4号に規定する事項

各号に定める情報とする。

- (1) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第1項各号に掲げる者に対す
る同条例第5条第1項の受給資格の認
定、同条第3項の受給資格の更新及び第
9条の助成の決定に関する事務 次に掲
げる情報

ア 当該受給資格の認定及び更新の申請
を行う者又は当該者の配偶者、扶養義
務者若しくは医療保険の被保険者に係
る市民税（地方税法（昭和25年法律第
226号）第5条第2項第1号に掲げる市
町村民税（個人に係るものに限る。）を
いう。以下同じ。）に関する情報（以下
「市民税関係情報」という。）

イ アに掲げる者又はアに規定する申請
を行う者と同一の世帯に属する者に係
る住民票に記載された住民票関係情報
（住民基本台帳法（昭和42年法律第81

をいう。以下同じ。)

(2) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第1項の一人親家庭等の母、
同条第2項の一人親家庭等の父及び同条
第4項の一人親家庭等の児童（以下この

号において「一人親家庭等の者」という。）
に対する受給資格認定等事務 次に掲げ
る情報

ア 一人親家庭等の者に係る国民健康保
険の被保険者又は後期高齢者医療の被
保険者の資格に関する情報

イ 一人親家庭等の者又は当該一人親家
庭等の者と同一の世帯に属する者に係
る国民健康保険法又は高齢者の医療の
確保に関する法律による保険給付の支
給に関する情報

ウ 一人親家庭等の者又は当該一人親家
庭等の者の配偶者等に係る市民税関係
情報

エ 一人親家庭等の者又は当該一人親家
庭等の者の配偶者等に係る住民票に記

号) 第7条第4号に規定する事項をい
う。以下同じ。)

(2) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第2項から第4項までに掲げ
る者に対する同条例第5条第1項の受給
資格の認定、同条第3項の受給資格の更
新及び第9条の助成の決定に関する事務

次に掲げる情報

ア 次に掲げる者に係る市民税関係情報

(ア) 当該受給資格の認定及び更新の
申請を行う者

(イ) (ア)に掲げる者の配偶者

(ウ) (ア)に掲げる者の扶養義務者

(エ) (ア)に掲げる者の医療保険の被
保険者

(オ) (ア)に掲げる申請に係る児童

(カ) (オ)を現に扶養している者

イ アに掲げる者又はア(ア)に規定する
申請を行う者若しくは当該申請に係る

載された住民票関係情報

(3) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第5項の子ども（以下この号
において「子ども」という。）に対する受
給資格認定等事務 次に掲げる情報

ア 子どもに係る国民健康保険の被保険
者の資格に関する情報

イ 子ども又は当該子どもと同一の世帯
に属する者に係る国民健康保険法によ
る保険給付の支給に関する情報

ウ 子どもの保護者に係る市民税関係情
報

エ 子ども又は当該子どもの保護者若し
くは当該子どもと同一の世帯に属する
者に係る住民票に記載された住民票関
係情報

(条例別表第2の2の項の規則で定める事
務及び情報)

第5条 条例別表第2の2の項の規則で定め
る事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項
の規則で定める情報は、当該各号に掲げる
事務の区分に応じ当該各号に定める情報と
する。

(1) 第3条第1号に掲げる事務 生活保
護法第6条第2項の要保護者に準じる者
である外国人又は同条第1項の被保護者

児童と同一の世帯に属する者に係る住
民票に記載された住民票関係情報

(3) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する
条例第2条第5項に掲げる者に対する同
条例第5条第1項の受給資格の認定、同
条第3項の受給資格の更新及び第9条の
助成の決定に関する事務 次に掲げる情
報

ア 当該受給資格の認定及び更新の申請
に係る子どもの保護者又は医療保険の
被保険者に係る市民税関係情報

イ アに掲げる者、アに規定する申請に
係る子ども又は当該子どもと同一の世
帯に属する者に係る住民票に記載され
た住民票関係情報

(条例別表第2の2の項の規則で定める事
務及び情報)

第5条 条例別表第2の2の項の規則で定め
る事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項
の規則で定める情報は、当該各号に掲げる
事務の区分に応じ当該各号に定める情報と
する。

(1) 第3条第1号に掲げる事務 生活保
護法第6条第2項の要保護者に準じる者
である外国人又は同条第1項の被保護者

に準じる者であった外国人（以下この条及び第7条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ～サ 略

(2)～(6) 略

(条例別表第3の1の項の規則で定める事務及び情報)

第7条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等

に準じる者であった外国人（以下この条及び第7条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報

イ～サ 略

(2)～(6) 略

に係る第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る第1号に掲げる情報

(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収
(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。) に関する事務 要保護者等に係る第1号に掲げる情報

(条例別表第3の2の項の規則で定める事務及び情報)

第8条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、第5条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

(条例別表第3の3の項の規則で定める事務及び情報)

第9条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項

(条例別表第3の1の項の規則で定める事務及び情報)

第7条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、第5条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報とする。

(条例別表第3の2の項の規則で定める事務及び情報)

第8条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

<u>の職権による保護の開始若しくは同条第2</u> <u>項の職権による保護の変更又は同法第26条</u> <u>の保護の停止若しくは廃止に関する情報及</u> <u>び外国人生活保護実施関係情報とする。</u>	
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。